



新居浜市民の皆様へ

令和7年度 新居浜市

調整給付金(不足額給付)のお知らせ

受付期間

10/31(金)まで



詳しくはこちら

物価高騰による市民の負担増を踏まえ、令和6年度に所得税および個人住民税の定額減税をしきれないと見込まれる人を対象とした調整給付金(当初調整給付)を支給しましたが、令和7年度において当初調整給付と本来給付すべき額との間で差額が生じることとなった人を対象に、その差額分を調整給付金(不足額給付)として支給します。

所得税 令和6年分所得税納税義務者

である
居住者で

所得税 令和6年中所得

住民税 令和5年中所得

が1,805万円以下の人

※新居浜市で不足給付を受給できるのは令和7年1月1日時点で新居浜市に住所がある(もしくは住民税が課税される)人です。また、合計所得金額が1,805万円を超える人は給付の対象外となります。

不足額給付の対象は、Ⅰ・Ⅱのいずれかに該当する人です

Ⅰ

令和6年分所得税または令和6年度分個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が生じた人のうち、令和6年度に実施した当初調整給付の対象でなかった人や、当初調整給付の額が下回って差額が生じることとなった人

例

本来給付すべき額 3万円 — 令和6年度調整給付額 2万円

= 不足給付額 1万円

例1

令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
令和6年分推計所得税額(令和5年所得) > 令和6年分所得税額(令和6年所得)

例2

こどもの出生など、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
所得税分定額減税可能額(当初給付時) < 所得税分定額減税可能額(不足額給付時)
※定額減税可能額: 4万円 × (本人 + 扶養親族)

例3

当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、不足額給付時に対応することとなった

Ⅱ

以下の1~3の要件をすべて満たす人

原則4万円(定額)

※令和6年1月1日時点で国外居住者だったなど、
特定の条件の人は給付額が異なります。

1

令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前の税額が0

2

税制度上、「扶養親族」の対象から外れてしまう
(対象となりうる人の例) ※青色事業専従者、事業専従者(白色)
※合計所得金額48万円を超える人

3

令和5・6年度実施の低所得世帯向け給付対象世帯の
世帯主・世帯員に該当していない

	8月上旬に「支給のお知らせ」が届いた人 (公金受取口座などの登録あり)	8月下旬に「確認書」が届いた人 (公金受取口座などの登録なし)
必要な手続き	申請不要(原則)	令和7年10月31日(金)までに 提出が必要です。※当日消印有効 必要事項を記入し、添付書類と一緒に同封の返信用封筒にて提出してください。 なお、提出期限までに確認書等の提出がない場合は本給付金を辞退したものとみなします。 また、書類に不備があった場合も給付できませんので、提出前に内容を必ずご確認ください。
支給日	8月下旬以降に順次支給します	書類を提出後、不備がなければ1ヵ月程度で支給します

8月下旬
スタート予定

マイナンバーカード と スマートフォン があれば、
オンラインでも手続きができます。
詳細は、新居浜市のHP(ぴったりサービスの利用方法)をご覧ください。



不足額給付の対象要件を満たしていると思われるのに、9月上旬までに「支給のお知らせ」または「確認書」が届かない人は、調整給付金担当までご連絡ください。
課税状況などを確認のうえ、対象となる人には申請手続きをしていただく必要があります。

詳しくはホームページ、もしくは下記お問い合わせ先までお電話でご確認ください。



新居浜市福祉部

調整給付金担当

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL. 0897-66-7282

【受付時間】 平日 8:30~17:15